

### 第3章

## 農業の多様化と小作制度変化 (1) ——西ジャワ天水農業の事例から——

#### はじめに——課題の設定

本章の課題は、多様化・商業化として表現される「農業発展」が小作慣行という「制度」にどのような影響をもたらしたか、そして小作制度の選択にはどのようなロジックが働いているかを実態調査によって明らかにすることである。調査対象地であるインドネシアのジャワは、身分制や土地保有の法制的制約は実質的にないので (Hayami [1993], p.108), 商取引や小作契約の選択が基本的に自由な条件下での農民の経済行動を分析するのに適しているといえる。

調査村では、野菜が導入されることにより農業の多様化と商業化が進展した。そしてそれにともない、小作制度にも変化がみられたのである。大きな流れとしては、作付体系の変化にともなって分益制から定額金納制へ変わりつつあるが、調査時点 (1989~91年) では、分益制、定額物納、定額金納の3形態が並存している。本章では、信用市場の未発達、地主のリスク負担そして監視費用に焦点を当て、小作制度選択のメカニズムを解明したい。<sup>(2)</sup> 定住の歴史が古く人口稠密なジャワの農村では、小農からなる均質な社会が構成されており村民どうしの社会関係が緊密でコミュニティの結びつきが強いことが知られている (Hayami & Kikuchi [1981])。そのような社会では、村民間で

の評判が個人の行動規範において社会的に強い規制力をもち、機会主義的な行動は抑制されると考えられる。そしてそのことは、地主の小作に対する監視費用を低く抑え分益制における生産の効率性を保証する。すなわち、同制度の存在のひとつの社会的条件が形成されていることを意味しよう。一方、分益制が地主から小作への信用供与をとまなうことに注目すれば、信用市場が未発達の下では、高い利率に直面する小作農にとって分益制は信用を得る手段として積極的意義をもつこととなる。

第1節では、調査村の概況と土地利用・作付体系の変遷をトレースする。第2節では、調査村における小作制度の内容および地目・作付体系との関連を説明する。そして第3節では、各制度ごとに投入・産出構造を比較して、分益制におけるいわゆる「マーシャルの非効率」はみられないことを示す。次に各制度ごとに小作料水準を比較する。利子を考慮しない名目上の小作料水準は、分益>定額物納>定額金納の順で高い。ただし、定額物納制にとまなう地主から小作へ供与される信用の金利を推計すると、小作農でも容易にアクセスできる無担保簡易金融の利率より低く土地証書を担保として要求される銀行の利率より高く、定額物納および分益制という信用供与をとまなう小作制度の存在理由として信用市場の未発達があることが検証される。また、小作の年齢や地主—小作間の人的関係をみることにより、分益制における小作料の実質的高さは、地主のリスク負担と監視費用によって説明しうることが明らかとなる。最後にまとめを行う。

## 第1節 調査村の概況<sup>(3)</sup>

### 1. 就業構造と階層構造

調査村は西部ジャワ州マジャレンカ県に位置し、首都ジャカルタ、州都バンドンからの距離はそれぞれ約250, 80kmで、海拔70~100mの起伏のある緩やかな傾斜地にある。村内には農業以外の産業はないが、近隣村では近年、

都市部での建設ブームに応じて、レンガや屋根瓦の製造が家内工業的に行われており、調査村からも若干名が雇用されている。また、農閑期である乾期には、若者を中心にジャカルタやバンドンといった大都市へ、建設労働や行商など出稼ぎに行く者も多い。調査集落の世帯構成を世帯主の職業別にみたのが表1である。全体の約8割が農家で兼業率は56%と高い。非農家の職業としては、主として農産物や農業資材を扱う小商人が多く、そのほかに県や村の役人、工場労働者、小型乗合バスの運転手、大工、仕立屋などさまざまである。農家の兼業内容で、「自営業」とは、衣類、食器その他生活資材を都市部を中心に売り歩く行商人や上述の農業関連の小商人、雑貨店経営など、また「公務員」とは、役人、農協職員、教員などである。これらの職業は安定的で高収入が期待でき、農家の農業依存度は概して低い。一方、「日雇い」とは、家屋の建設・修理の手伝い、レンガのトラックへの積み降し作業などいわゆる農村雑業で、「出稼ぎ」は、ジャカルタ、バンドンへの建設労働で乾

表1 世帯主の職業別世帯数，調査村，1989年

	集落A (%)	集落B (%)	合計 (%)
農 家			
専 業	40 (25)	61 (44)	101 (34)
兼 業	74 (47)	52 (37)	126 (42)
自営業・公務員	46	22	68
日雇い・出稼ぎ	28	30	58
小 計	114 (72)	113 (81)	227 (76)
うち野菜農家	37	92	129
土地なし農業労働者 <sup>1)</sup>	6 (4)	4 (3)	10 (3)
非農家	37 (24)	23 (16)	60 (20)
総世帯数	157 (100)	140 (100)	297 (100)
平均世帯員数	4.1	3.7	3.9
世帯主平均年齢	45.0	42.0	43.6

(出所) 筆者の現地調査により作成。

(注) 1) 農地を保有せず世帯主が農業賃労働のみに従事する世帯。

期の6～9月に集中する。両者とも不安定で、農家の農業依存度は高い。土地なし世帯もわずかに存在するが、世帯主が未亡人である場合が多い。2つの集落を比較すると、Aは非農家、兼業農家が多く、兼業内容も安定的であるのに対し、Bは専業農家が多く、兼業農家にあっても農業依存度が高い。

なお、世帯員数は平均4人で、世帯主の平均年齢は40代半ばである。通常子どもは結婚と同時に親から独立して世帯をもつので、単婚夫婦と子どもというのが平均的な家族構成となる。

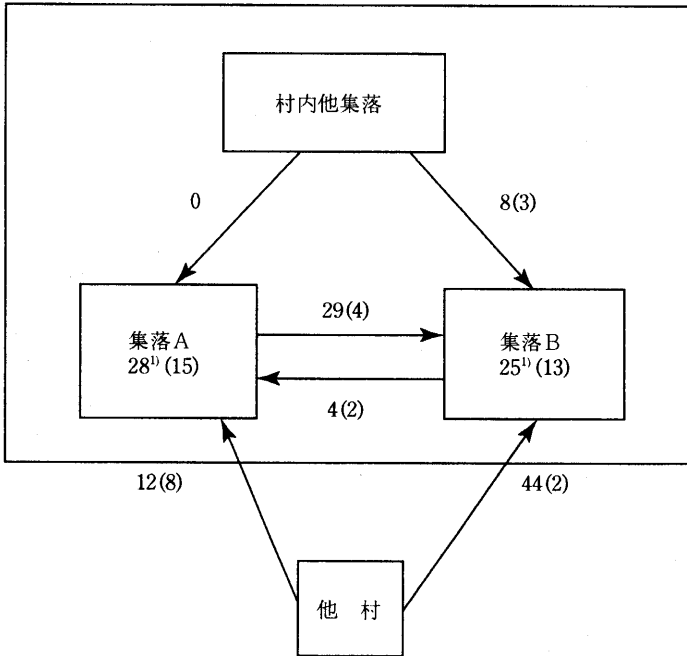
農地の所有・経営規模別構成を表2に示す。農家の階層構造は概してフラットで、集中度を示すジニ係数は両集落において所有より経営が低くなっており、土地の貸借が経営規模を均等化する方向に作用しているといえる。農家の平均所有、経営規模はそれぞれ、集落Aが0.43、0.38ヘクタール、集落Bが0.22、0.38ヘクタールと、農地の貸借の収支がAで純貸出し、Bで純借入れとなっている。これは村役人がAに集中していることと関連があると思われる。すなわち、村役人は役職にある期間、その報酬として相当面積（最高の村長は5ヘクタール）の天水田が職田として与えられるが、慣例として

表2 農地の所有・経営規模別世帯数，調査村，1990年

規 模 (ha)	集 落 A		集 落 B	
	所有 (%)	経営 (%)	所有 (%)	経営 (%)
0	45(29)	43(27)	38(27)	27(19)
0.01—0.20	56(36)	36(23)	60(43)	39(28)
0.21—0.50	32(20)	52(33)	30(21)	48(34)
0.51—1.00	11(7)	23(15)	9(6)	22(16)
1.01—	13(8)	3(2)	3(2)	4(3)
合 計	157(100)	157(100)	140(100)	140(100)
ジ ニ 係 数	0.67	0.53	0.57	0.48
面 積 合 計 (ha)	49.0	43.3	27.7	42.6
全 世 帯 平 均 (ha)	0.31		0.20	
農 家 平 均 (ha)	0.43	0.38	0.22	0.38

(出所) 表1に同じ。

図1 貸借による集落・村間の土地移動, 集落A, Bの経営地, 1989年  
(件数)



(出所) 表1に同じ。

(注) 1) 集落内での移動。

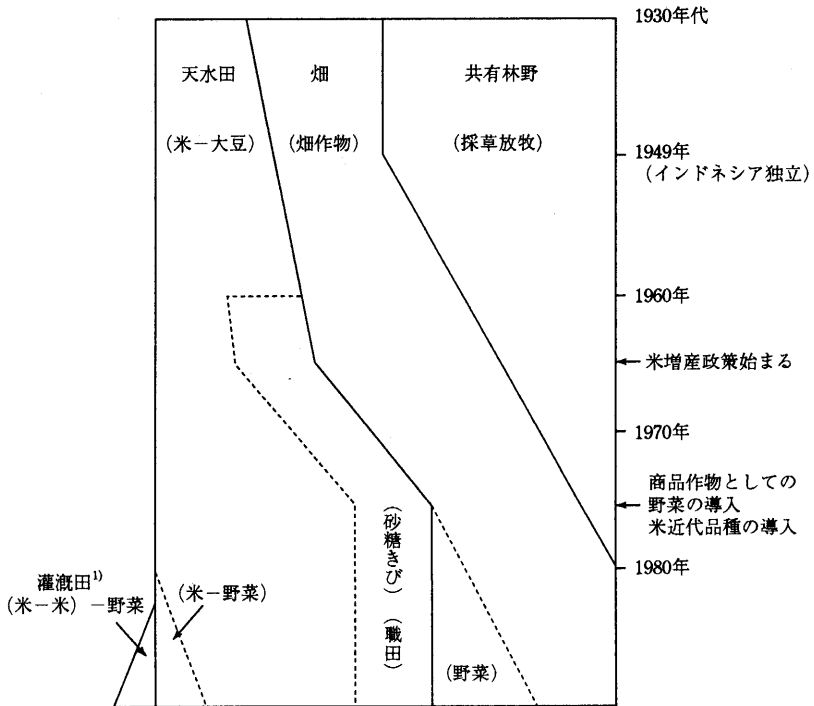
( )内は親類関係のあるもの。

そのほとんどが村民に貸し出されるからである。それは両集落間での貸借による土地の移動が、AからBへのそれが29件あるのに対し、その逆はわずか4件しかみられないことから確認される(図1)。

## 2. 土地利用の変遷と野菜導入による作付体系の変化

調査村における土地利用と作付体系の変遷を図2に模式的に示したが、それは基本的に、人口増加や経済環境の変化に対応した耕地の拡大と作付の集約化として特徴づけることができよう。村の古老や役人によると、村の歴史

図2 調査村における土地利用と作付体系の変遷



(出所) 表1に同じ。

(注) 1) 近隣村から3作目(6~9月)のみの期間借地。

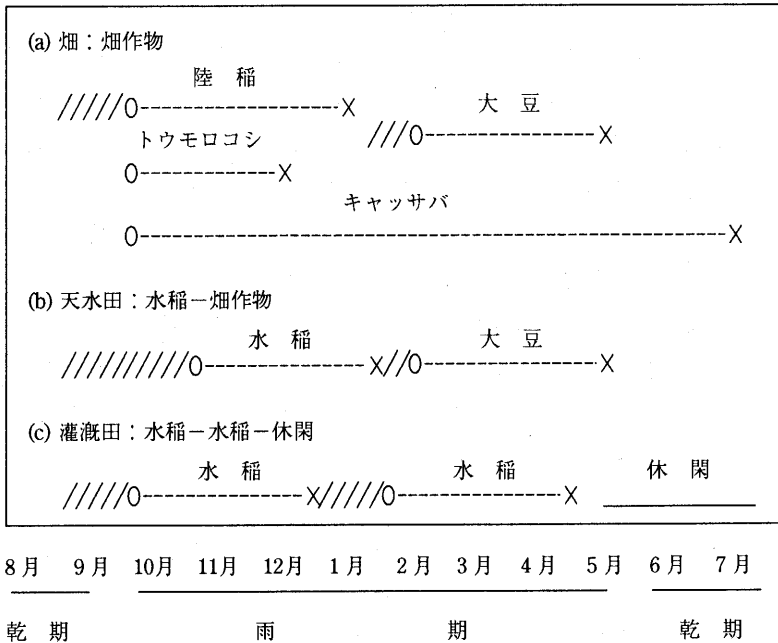
は近隣地域からの移住、開墾に始まるとされる。村の成立の正確な時期は定かでないが、1930年代半ばにはすでに行政単位としての村が存在していた。当時、農地のおよそ1割が天水田、4割が畑で私的に所有・利用されており、残りの5割、約60ヘクタールが国有の林野であった。水田では、米の一期作もしくは大豆やトウモロコシを裏作とする二毛作がなされていた。また、畦には自家野菜としてササゲやシカクマメが作られた。畑では、陸稻とキャッサバが混作されていた。国有林野は、山羊や水牛のための採草放牧地として村人に利用が許されていた。

1949年の独立を契機に、国有林野は村に払い下げられ村人に解放され畑化していった。すなわち、その要求に応じて、世帯当たり10アール（未亡人世帯は5アール）の土地が割り当てられ、自ら開墾することにより村人は用益権を付与されたのである。形式上この土地の所有権は村にあり、1989年現在で10アール当たり1000～1250ルピアの地代が徴収されている。もっとも、用益権は相続や売買も認められており、実際、売買・貸借（実勢小作料は1万～1万6000ルピア/10アール）による土地の移動も観察され、ほとんどの農民は村に対する支払を地税と混同し、用益権を所有権と認識している。したがって、この用益権は事実上の所有権とみなして差し支えないであろう。先の表2でもそのように扱っている。役畜として利用されていた水牛は、飼料基盤の減少とともに飼養頭数も減り1970年代初めには村から姿を消した。そして、1980年代に入ると未墾の林野はほぼ消滅した。

一方、当初から私有されていた畑は、土地条件の許す限りにおいて、水田化されていった。この畑から水田への転換はすでに1930年代からなされていたが、60年代後半よりそのペースは加速された。その背景には、人口圧力の増大、砂糖きび栽培の割当<sup>(4)</sup>、米増産政策などが考えられる。水田化の動きは1970年代後半にはほぼ終了したが、それ以降もIR系の近代品種の導入により米の増産は続いた。

村には灌漑設備がないため、作付体系は雨量の分布によって規定される。年間雨量およびその分布は年によりかなりの変動がみられるが、平均的に10～5月を雨期（雨量のピークは12～2月）、6～9月を乾期とすることができ、作付は基本的に雨期に限られる。野菜が本格的に導入される前の伝統的な作付体系を図3に示す。畑(a)では雑穀・豆・芋類の混作が一般的である。作物の組み合わせは多様であるが、雨期の前半に、陸稲、トウモロコシ、後半に大豆を作付けるのが典型的である。圃場の縁には在圃期間が10カ月に及ぶキャッサバが植えられ乾期の7～8月に収穫される。天水田(b)では米と大豆の二毛作が一般的である。まず本格的に雨期が始まる前に荒起こしがなされ、雨期の到来とともに湛水、均平し田植えが行われ約3カ月後に収穫され

図3 伝統的作付体系



(出所) 表1に同じ。

(注) /////  
 O: 播種, 移植 X: 収穫

る。収量は乾燥粳でヘクタール当たり約4トンで西部ジャワ州の平均水準である。後作の大豆は、稲の切株が残された状態で点播され保湿のために藁で被覆する。排水の悪い圃場では溝が切られる場合もあるが、畝立てはしない。大豆は雨期の終わりに収穫される。畑、天水田のいずれにおいても2作目に大豆が作られるが、生育初期の干・湿害、後期の水不足により生産は不安定で収量も低い(畑で0.4トン/ヘクタール、天水田で0.8トン/ヘクタール)。調査村外の灌漑が整備された水田(c)では、米の二期作が普通である。なお調査村では耕起から収穫まですべての作業は人力でなされ、役畜、動力機械の利用はみられない。アジア・モンスーン地帯共通にみられる「無畜・手耨耕農業」<sup>(5)</sup>と性格づけられよう。



このような伝統的な作付体系は、野菜の導入を契機として大きく変化しつつある。自家消費を主目的とする野菜生産はかなり以前から行われていたようであるが、商品作物としての野菜の導入は集落B出身の若い行商人の貢献が大きい。1970年代半ば、10代後半であった彼は食器類の行商をするかたわら、調査村から数キロ離れた村でジャカルタ等大都市向けの野菜生産が高収益を生み出しているのを見だし、そこで栽培技術を学び種子を自分の村に持ち帰り、自ら栽培を試みるとともに近隣の農家にも技術指導し普及に務めた。同時に彼は、仲買人として村で生産された野菜を産地の卸売商人に売り渡し販路の確保にも寄与している。

卸売商人は運送業者と契約し、収穫期には連日4トン・トラック数台分の野菜を、主として約300km離れたジャカルタに出荷している。野菜は貯蔵性が低いので卸売商人にとって最大の課題は毎日十分な荷をいかに確保するかであり、その方策として信用供与が利用されている。すなわち、収穫物の全量売り渡すことを条件に、仲買人は卸売商人から供与された現金を生産資材（肥料・農薬）の形で農家に貸付け、収穫時に生産物で相殺するのである。<sup>(6)</sup>野菜の栽培技術は未確立で生産は不安定なので、病虫害のために収穫皆無ということも希ではない。そのような場合、返済は次の作期まで猶予される。仲買人に資金を提供する卸売商人は資金的な余裕が十分あることに加え、灌漑地域を含め生育期間の異なる広範な地域で取引を展開しているため、貸付けた資金は年間を通じてほぼ滞りなく還流している。したがって、特定の仲買人に対して返済の遅れを待つ余裕はある。仲買人にとっても事情は同様で、多数の農家を相手にすることによりリスクは分散されるし、資金提供者である卸売商人から返済を迫られないかぎり農家に返済を強要する必要もない。むしろ、信用を続けて供与することにより契約関係を継続し、野菜の確保を長期にわたって確実にすることの方が重要となる。一方農家も、野菜の収益性は高いので不作が続かないかぎり、債務が累積する恐れはない。なお、仲買人と農家との間の信用取引は口頭で行われ、仲買人は帳簿に記録をつけ農家に金額が記載されたメモを渡すが、契約書は作成しない。

以上のように、村の仲買人は、信用をとまなう一種の契約栽培を通じて、技術、資本、販路という3つの要素を農家に提供することにより、調査村において商品生産としての野菜作の確立に大きく貢献したのである。また、生産にとまなう大きなリスクを資金力のある商人が負担するシステムも、野菜の普及にとって重要な意義をもつといえよう。

さて、野菜導入後の新たな作付体系を図4に示す。畑(A)では、畑作物の混作が野菜の混作に置き替わった。キュウリ、ナス、ササゲ、トウガラシといった代表的なものに加え、トカゲヘチマ、ニガウリ、ルンチャ（luenca, 学名 *solanum nigrum*, ナス科の果菜、直径2～3cmの丸い実を食用とする）などに加えて、大豆、トウモロコシやキャッサバといった伝統的な作物が組み合わされる場合もある。野菜の栽培方法に関しては、普及組織を通じた系統的な技術指導・普及は行っておらず確立した技術体系はなく、農家は試行錯誤を繰り返しながら栽培法を改良している。したがって、農家間での技術格差は米や伝統的な畑作物に比べはるかに大きい。代表的な栽培方法は、次のようである。まず雨期の始まる10月初めに、簡単な耕起・整地の後、厩肥と混ぜ合わされた種子が数センチの間隔で直線上に点播される。畑では排水の問題はないので畝立てはしない場合が多い。キュウリ、ササゲなどつる性のものには1.5～1.8mの竹製の支柱が立てられる。収穫時期・期間は種類によって大きく異なる。生育の早いキュウリでは播種から約6週間後の11月末から収穫が始まり2月の初め頃まで続く。ナスやトウガラシはキュウリが終わる頃から収穫が始まり雨期が終わる5月まで続く。

天水田(B)では、2作目の大豆が野菜に置き替えられた。ただしこの作付体系はまだ一般的ではない。以下のような技術的困難があるからである。第1に、水田で野菜を作る場合排水の問題があるため畝立てが不可欠となり、その時期が稲や畑での野菜の収穫と重なり労働力が不足する。第2に、播種・生育初期が雨期のピーク（12～3月）にあたり、湿害を受け易い。第3に、乾期に入ってから収穫になるので収穫期間が狭められ収量が伸びない。なお、調査村ではみられなかったが、近隣の野菜の先進地域では第1の問題に



三期作目（6から9月）のみ近隣村より灌漑水田を借り受け、栽培期間が短いキュウリやササゲを作り野菜作を積極的に展開させている（図4のC）。この期間借地のきっかけを作ったのも先述した集落Bの仲買商人であった。彼を含む数人の仲買商人は、地代を前払いして灌漑田の保有者（彼らの多くは村役人で職田として1～5ヘクタールの水田を与えられている）から1件につき2～4ヘクタールのまとまった土地を借り、農家にそこで生産された野菜の全量売ることを条件に1区画（通常0.1～0.18ヘクタール）ずつ又貸しする。この小作契約においても信用供与が結び付けられており、農家の地代の支払いは収穫物で清算される。この方式は次のような点で契約にかかわる3者全員にとって都合のよいものといえよう。すなわち、地主にとっては従来遊ばせていた土地から収入が得られ、しかも地代は前払いなので滞納の恐れもない。また、全保有地について1ないし2人の代表者（仲買商人）と交渉するだけでよいので、通常のように多数の小規模の小作人と契約を結ぶ場合に比べ取引費用が大幅に節約される。仲買商人にとっては、端境期である乾期に野菜が集荷できるメリットがある。農家にとっては、個別に対応していたのでは困難と思われる村外からの灌漑田の借地が、地主との交渉もせず前貸資本なしで可能となった。外延的拡大も期待できず灌漑も未整備である調査村にあって、灌漑田を期間借地することにより乾期作を可能としたことの意義は大きいといえよう。

以上のような新、旧の作付体系別の経営面積を示したのが表3である。集落A、Bで野菜の普及の程度が大きく異なっているが、それは就業構造の違いと対応している。すなわち、安定兼業農家が多く3割の農家しか野菜を作っていない集落Aでは、伝統的作付体系が経営面積の9割近くを占めているのに対し、専門的性格が強く8割の農家が野菜を生産する集落Bでは、畑のほとんどは野菜に置き替わっているし、灌漑田の期間借地による面積の拡大も全経営地の17%に及んでいる。有利な兼業機会に恵まれない集落Bの農家が、積極的に野菜を導入することにより所得の増加を図り、それによって生じた余剰で借地を進めていると考えられる。また、野菜導入のきっかけを

表3 集落別作付体系別経営耕地面積，調査村，1989年  
(単位：ha，%)

	集 落 A	集 落 B	合 計
畑： (a) 畑作物	10.3( 24)	3.1( 7)	13.4( 16)
(A) 野 菜	3.8( 9)	14.7( 35)	18.5( 22)
天水田：(b) 米—畑作物	26.9( 62)	13.7( 32)	40.6( 47)
(B) 米—野 菜	2.3( 5)	4.0( 9)	6.3( 7)
灌漑田：(C) (米—米)—野菜 <sup>1)</sup>	—	7.1( 17)	7.1( 8)
伝統的作付体系 (a + b)	37.2( 86)	16.8( 39)	54.0( 63)
新作付体系 (A + B + C)	6.1( 14)	25.8( 61)	31.9( 37)
合 計	43.3(100)	42.6(100)	85.9(100)

(出所) 表1に同じ。

(注) 1)近隣村から3作目(6~9月)のみの期間借地。

作ったのが集落B出身の仲買商人であることも、Bでの野菜作の集中と関連するものと思われる。乾期作を可能にした灌漑田の期間借地もBのみに限られる。もっとも、仲買商人自身は、村での野菜作の振興は自らの利益につながることであり、栽培契約や技術指導をBに限っているわけではなく、Aの農家に対して差別的な取引をしているわけではない。

さてここで、各作物の商品化率をみることにより、調査村における農業の商業化の程度と内容を確認しておこう。表4は、両集落の農家1戸当たりの生産と仕向け量をみたものである。商品化率は作物によって大きく異なる。基本的に米は自給作物、それ以外は商品作物と性格づけられる。ただし野菜と大豆はほぼ全量が販売されるが、トウモロコシとキャッサバでは自家消費も2~3割におよび無視できない。なお大豆は農村の食生活においても重要な位置を占めているが、テンペや豆腐といった加工食品として消費されるので販売率が高い。また、米は、小作料および収穫労働者への労賃として生産量の3割近くが現物で支払われる。ここで注目されるのは、集落間で米の生産量が大きく異なるが自家消費量がほぼ等しいので、商品化率に大きな差異が生じていることである。すなわち1戸当たり生産量が1トン近い集落Aでは販売率が2割を超しているのに対し、それが700kgの集落Bでは6%にし

表4 作物別商品化率，調査村，1988年

(単位：kg, %)

	生産	販売	現物支払い		自家消費	
			地代	労賃	消費	種子
集落 A <sup>1)</sup>						
米	985 (100)	221 (22)	115 (12)	159 (16)	484 (49)	7 (1)
大豆	214 (100)	199 (93)	—	2 (1)	7 (3)	7 (3)
トウモロコシ	55 (100)	42 (76)	—	—	11 (20)	2 (4)
キャッサバ	183 (100)	157 (86)	—	—	26 (14)	—
野菜 (Rp.1,000)	24.7 (100)	23.6 (99)	—	—	0.3 (1)	0.6 (3)
集落 B <sup>2)</sup>						
米	706 (100)	44 (6)	73 (10)	116 (17)	466 (66)	7 (1)
大豆	62 (100)	59 (95)	—	0 (0)	1 (2)	2 (3)
トウモロコシ	14 (100)	9 (67)	—	—	4 (30)	1 (3)
キャッサバ	45 (100)	30 (67)	—	—	15 (33)	—
野菜 (Rp.1,000)	400.0 (100)	392.3 (98)	—	0.0 (0)	5.1 (1)	2.6 (1)

(出所) Kawagoe et al. [1990], p. 17.

(注) 1)29戸の平均。

2)52戸の平均。

かすぎない。ただし現物支払いの割合は両集落間ではほぼ等しい。このことは次のように理解できよう。すなわち、村で生産された米は、自作地、小作地を問わず、まず収穫の段階で労働慣行にしたがって収穫物の6分の1 (16.7%)<sup>(7)</sup>が労賃として収穫労働者に分配される。次に後述のように、一部の小作地については地代が現物で支払われる。残りが自家消費と販売に振り分けられるわけであるが、一定量 (両集落ともに約470~490kg) がまず自家用として確

(8) 保され、残りが販売される。つまり米は両集落において自家消費を主目的に作られ、残余が販売に回されるにすぎないということである。野菜の作付の多い集落Bで米の商品化率が低いことは、商品作物の導入が米の自給作物化をもたらしたともいえるであろう。(9)

## 第2節 小作形態と作付体系の関連

調査村においては次の3つの小作形態が存在する。マロ (maro)、コントラック (kontrak) そしてセワ (sewa) である。それぞれの条件とそれらが適用される作付体系を表5にまとめた。マロは分益小作で、物財費と収穫物（収穫労働者の取り分控除後）を地主と小作で折半する。伝統的な作付体系である天水田の水稲—大豆作のみに適用される。

コントラックは現物定量地代の小作制度である。地主の費用負担はなく、地代は米の収穫時に一定量の粃で支払われる。この形態の小作は、小作地の作付にかかわらず適用され、米を作らない畑でもみられる。ただし村外の土地が対象となる灌漑田での野菜作では採用されない。

表5 調査村における小作条件

	マロ	コントラック	セワ
地主の費用負担	物財費の半分	なし	なし
地代	収穫物（収穫労働者の取り分控除後）の半分を現物で	粃定量 （作付体系にかかわらず）	現金定額
地代支払時	収穫時	米収穫時	作付前
対象となる土地・作付			
天水田：米—大豆	○	○	○
米—野菜	×	○	○
畑：畑作物	×	○	○
野菜	×	○	○
灌漑田：（米—米）—野菜	×	×	○

(出所) 表1に同じ。

セワは現金定額小作で、地代は作付前に支払われ、すべての土地・作付において採用されている。

表6に作付体系と土地保有形態の関係を整理した。全体では、自作地がプロット数にして7割と大半を占めている。小作地における小作形態の内訳は、セワが59%、コントラック25%、マロ16%である。小作割合とその形態は、地目および作付体系によって異なる。畑の自作地率は85%に及び、天水田のその62%に比べ明らかに高い。畑は、伝統的作物を作付けた場合ほとんど地代を生まない「限界地」であるので、貸借の対象となる経済的根拠がない(Hayami et al. [1991], p.48)。大きな地代を生じる野菜を作付けた場合でも自作地率が高いのは、元来畑が、村に払い下げられた国有林野を希望する村民に平等に開放したという経緯からその所有が農家間にはほぼ均等に分布していること、そして野菜作がきわめて集約的で規模拡大にも限界があることなどから説明されよう。一方、作付と小作地率の関係に着目すると、新作物である野菜を作付けた場合に小作率が高くなる。すなわち、伝統的作付体系では74%が自作地で、新作付体系のそれは64%である。小作形態の内訳をみると、伝統的作付体系では、セワが43%、マロが35%、コントラックが22%と

表6 小作形態別作付体系別経営耕地，調査村，1989年  
(単位：プロット数，%)

	自作	小作			合計
		マロ	コントラック	セワ	
畑： (a) 畑作物	91(90)	— <sup>2)</sup>	4(4)	6(6)	101(100)
(A) 野菜	127(82)	—	13(8)	15(10)	155(100)
天水田：(b) 米—畑作物	105(64)	24(15)	11(7)	24(15)	164(100)
(B) 米—野菜	15(50)	—	10(33)	5(17)	30(100)
灌漑田：(C) (米—米)—野菜 <sup>1)</sup>	—	—	—	38(100)	38(100)
伝統的作付体系 (a + b)	196(74)	24(9)	15(6)	30(11)	265(100)
新作付体系 (A + B + C)	142(64)	—	23(10)	58(26)	223(100)
合計	338(69)	24(5)	38(8)	88(18)	488(100)

(出所) 表1に同じ。

(注) 1)近隣村から3作目(6~9月)のみの期間借地。

2)—は、該当なしを示す。



なっている。新作付体系においてはマロはみられず、セワ72%、コントラック28%という構成になっておりセワの割合が高い。

以上のことから、野菜作の進展が借地（とりわけ畑における）を促進した、そしてセワという現金定額小作の普及の契機となったことが推察される。このことは、以下の村役人や古老からの聞き取りによっても確認される。すなわち、野菜導入以前には基本的には畑の借地はみられなかった。天水田も過半は自作で、小作にあってもそのほとんどはマロであった。野菜が導入される1970年代半ば以降、畑でも借地がみられるようになったが、マロは適用されず地代を収穫時に一定量の粃で支払うコントラックと呼ばれる制度が採用された。やがて現金で前払いするセワが現れ、野菜作の普及にともなって貸借も増え、同時に、天水田の米—大豆作においてもコントラックやセワが適用されるようになった。このように野菜導入を契機とする農業の商業化の深化にともなって、マロからコントラック、セワへと小作形態が変化・多様化していったのである。ただし、セワが、野菜導入以前は全く存在しなかったのかは確認していない。

このような分益制から定額制への小作制度の変化には、どのようなロジックが働いているのであろうか。まず、野菜作において分益制が採用されない理由を検討しよう。分益制では小作が手抜きをしていないかを確認するために、標準的な投入量・収量が既知であることが望ましい。しかし野菜作では標準的な技術体系は確立されておらず、用いた投入財の種類・質・量に加え小作の栽培技術といった観察・監視の困難な要因が収量や生産物の品質に大きな影響を与える（Rao [1971], pp.578-595）。また野菜は収穫物の分配、処分においても困難が生じる。すなわち、前述のように野菜は通常数種類が混作され、成熟するにしたがって毎日少量ずつ長期間にわたって収穫される（前掲図4参照）。毎日少量の収穫物を種類ごとに計量し地主のもとへ届けるのは、小作にとって大変手間のかかることである。地主にとっても収穫量を小作がごまかしていないかを確認するのは著しく困難であるし、腐敗しやすい野菜を毎日届けられても同種のを栽培し品質や値動きに関する知識がなけれ

ば、商人を見つけ価格交渉して販売するという現金化のプロセスにも大きな困難がつきまとう。一方、標準技術が未確立で品質による価格差も大きいことは、経営者能力を発揮する余地が広いことを意味する。したがって小作が自らの意思決定がもたらす経営成果を十分享受するためには定額制を選択しようとする誘因が働く (Hayami & Otsuka [1993], p.109)。以上のように野菜作にあっては地主、小作ともに定額制が望ましいといえる。

もっとも野菜作は収益性も高いが、肥料、農薬そして雇用労働の投入量が(10)多く多額の現金支出が要求されリスクも大きい。その限りでは信用供与をとめない地主もリスクの一部を負担する分益制の方が小作にとっては望ましいといえる。ここで野菜作における商人の役割を思い起こそう。第1節2.で述べたように、野菜農家は肥料や農薬などの資材を現物の形で仲買人から前借りでき、しかも極端な不作の場合、返済は次期作まで猶予される。したがって、小作にとっても信用を得る手段として分益制を選択する誘因はないのである。

次に、伝統的な作付体系である天水田における米-大豆作の場合である。ここでは、元来分益制が支配的であったのが、定額制が畑作における野菜導入を契機に採用され、野菜の普及とともに広がっていった。調査時点では分益制と定額制が並存している。作付それ自体は変化しないにもかかわらず、小作制度が変化をみせたことをどう理解すればよいか。分益制が地主から小作への信用供与をともなっていることを手がかりに検討してみよう。前述のように、資金制約に直面している小作が信用を得る手段として分益制を選択しているとすれば、資金制約が解消されれば分益制の意義は消滅するであろう。すなわち、収益性の高い商品作物である野菜の普及、ならびに兼業機会の拡大が農家の資金制約を緩和し、そのことが分益制から定額制への制度変化をもたらした要因と考えられる。

なお畑で大豆やトウモロコシ等の伝統的畑作物を作付けた場合も分益制は採用されない。収量の確認、現金化の困難性は畑作物でも共通であり、肥料や農薬が相対的に低投入である伝統的畑作では小作側も信用の必要性が小さ

いため定額制が採用されると考えられる。

さてここで借地が農家経済にとってもつ意味を、自小作別の世帯、農家経済構造をみることにより確認しておこう。前述したように調査村においては土地所有・保有に集中はなく、不耕作地主や層としての土地なし世帯も存在せず明確な階層構造はみられない。ただし貸借による農地の移動は頻繁にみられ、プロット数にして小作地率は3割に及んでいる(前掲表6)。貸手と借手の農家の性格を表7に示した。世帯主の年齢をみると、貸付農家(所有地>経営地)が52歳、小作(所有地なし)が31歳でほぼ一世代(親子)に近い差がある。自作や自小作は40代半ばでそれらの中間である。また経営面積は、自作がやや小さいが、小作と貸付農家がほぼ等しく自小作が大きく、自家労働力の量と質に基本的に規定されているとよいであろう。したがって、親から独立した若い世帯が小作からスタートし、相続や購入によって自作地を

表7 自小作別農家経済指標, 調査村, 1989年

	不耕作地主	貸付農家 <sup>1)</sup>	自作 <sup>2)</sup>	自小作 <sup>3)</sup>	小作
世帯数	10	21	106	77	23
世帯主年齢	56	52	46	43	31
世帯主が女子の割合(%)	30	10	10	3	—
世帯員数	3.1	4.1	3.9	4.4	3.6
所有面積(ha)	0.40	1.25	0.30	0.19	—
経営面積(ha)	—	0.39	0.30	0.49	0.35
1人当たり年間所得(Rp.1,000)	266	439	230	317	120
うち農業	—	70	76	206	47
非農業	266	369	154	111	73
(所得データサンプル数)	(9)	(17)	(82)	(69)	(19)
野菜作農家割合(%)	—	43	43	77	65
小作形態別農家数					
マ      ロ	—	—	—	17(22) <sup>4)</sup>	4(17) <sup>4)</sup>
コントラック	—	—	—	19(25)	12(52)
セ      フ	—	—	—	53(69)	16(70)

(出所) 表1に同じ。

(注) 1)所有面積>経営面積

2)所有面積=経営面積

3)経営面積>所有面積

4) ( )内は自小作, 小作農家に対する割合(%)

複数の小作形態を選択する農家があるので合計は100を超える。

増やし、高齢になると規模を縮小し農地の貸手になるという、ライフサイクルに<sup>(11)</sup>応じた農業階梯論が妥当するといえよう。もっとも貸付農家は、所有面積と所得水準（特に非農業所得）で自作・自小作を大きく上回っているの、その多くは、村役人やその他の公務員と考えられ一般農家とは異なる階層を形成しているといえよう。不耕作地主は、土地所有規模および所得において自作と顕著な差はない。彼らの特徴は、高齢で女性の割合が高く家族員数が少ないことにあり、引退農および寡婦世帯から構成されているといえよう。小作地の有無と農業依存度、野菜作との関係をみると、貸付農家および自作は農業所得を大きく上回る非農業所得を得ており野菜作の割合も低い。一方、自小作および小作は農業依存度が高く野菜作を行う農家も65～77%に及んでいる。

### 第3節 小作制度選択のメカニズム

#### 1. 小作形態間の投入・産出構造の比較

分益制のもとでは小作の労働に対する限界報酬が労働の限界生産物全体の一部にすぎず、小作は労働投入への誘引が損なわれ、労働の過小投入が発生すると想定された。これがいわゆる「マーシャルの非効率」である（川越・大塚[1982], p.163）。しかしこれまでの実証研究の多くは、分益制と定額制が選択できる条件下では、収量水準や物財・労働投入量について分益制にともなう非効率の存在を支持していない（Hayami & Otsuka [1993], pp.86-106）。また、分益制に関する理論的研究では、契約内容を履行させるのに費用がかかれば分益制にともなう非効率は生じないとしている（Morooka & Hayami [1989], pp.28-42）。したがって、分益制と定額制が並存しており両者の間で投入・産出構造に差がなければ、小作の経営努力に対する監視費用が大きい場合に定額制が選択され、小作側が何らかの理由で分益制を好み、監視費用が

無視しうるほど小さい場合に、分益制が選択されることとなる。分益制選択の小作側の要因として、ここでは信用市場の未発達を考える。分益制は信用供与をとまなっているため、資金制約があり高い利率に直面している農家は分益を選択する誘因が働くであろう。以上まとめると、地主の監視費用が大きく小作に資金制約がない場合は定額制、監視費用が小さく小作に資金制約がある場合は分益制が選択されるとの仮説がたてられる。

以下では、分益制と定額制が並存する天水田の米—大豆作を対象に、この仮説を検証する。まず「マーシャルの非効率」の有無を確認し、次に小作料の水準を比較し、最後に地主のリスク負担と監視費用と小作形態の関連をみる。

表8は分益制が多くみられる調査村集落Aにおいて、天水田の米—大豆作について保有形態別に土地生産性を比較したものである。自作—定額制（セワおよびコントラック）、自作—マロ、定額制—マロ間のそれぞれでT検定を行ったが、米、大豆ともいずれの場合も収量に有意な差はみられない。また

表8 保有形態別土地生産性、天水田（米—大豆作）、調査村集落A、1989年

	米(t/ha) <sup>1)</sup>	大豆(t/ha) <sup>1)</sup>	合計(Rp.1,000/ha) <sup>1)</sup>
自作 (56,47,45) <sup>2)</sup>	3.8 (1.3) <sup>3)</sup>	0.7 (0.4)	1,373 ( 440)
定額小作 <sup>4)</sup> (16,11,11)	3.5 (1.1)	0.6 (0.4)	1,230 ( 300)
マロ (17,13,12)	3.4 (1.1)	0.6 (0.4)	1,177 ( 290)
Student-t <sup>5)</sup>			
自作 VS 定額	1.070	0.928	1.011
自作 VS マロ	1.367	0.784	1.453
定額 VS マロ	0.253	0.428	0.436

(出所) 表1に同じ。

- (注) 1) 収量は対収穫面積。収穫皆無のプロットは含まれない。  
 2) サンプル数(米, 大豆, 合計)。  
 3) 標準偏差。  
 4) セワおよびコントラック。  
 5) いずれも10%水準で有意差なし。

表9 天水田（水稻—大豆作）の費用・収益構造，保有形態別，調査村，1989年  
（単位：Rp. 1,000 / ha）

	自作地			マロ			セワ		
	水稻	大豆	合計	水稻	大豆	合計	水稻	大豆	合計
調査農家数	11	7	11	4	4	4	3	3	3
平均収穫面積(ha)	0.29	0.31	0.29	0.27	0.27	0.27	0.57	0.57	0.57
単収 (t/ha)	4.5	0.7		4.4	0.7		4.0	0.6	
粗生産額 <sup>1)</sup>	1,039	458	1,497	1,025	452	1,477	934	419	1,353
物財費	131	72	203	124	71	195	123	71	194
種苗	15	26	41	12	32	44	12	34	46
肥料	92	12	104	88	14	102	88	10	98
農薬他	24	34	58	24	25	49	23	27	50
労働費 <sup>2)</sup>	464	268	732	486	263	749	429	220	649
雇用	359	210	569	309	95	404	279	80	359
家族	105	58	163	177	168	345	150	140	290
支払地代	—	—	—	365	181	546			182
余剰	444	118	562	50	-63	-13			328

（出所）表1に同じ。

（注）1) 農家受取価格 (Rp/kg) は，米232，大豆651。

2) 雇用，家族とも男子は耕起，女子は除草の日雇賃金（それぞれRp.360/hr，Rp.170/hr）で換算。

3) 水稻の田植と収穫作業に関しては，収穫慣行（チェブロカン）にしたがって収穫の6分の1および田植時に提供される食事（Rp.300/食）を現金換算した。

表9で保有形態別に費用構造をみても，分益制であるマロが自作や現金定額制のセワと比べ，物財費，労働費ともに低投入であるとはいえない。以上のことから，調査村の事例では「マーシャルの非効率」はみられず，投入・産出構造は土地保有形態から影響を受けないことが明らかとなった。後述のように分益制では血縁関係が多くみられ監視コストが低いと思われるので，上述の仮説と整合的である。

## 2. 小作料水準の比較

ここでは，マロ，コントラック，セワの小作料水準を比較し，その差をもたらし要因について考察する。表10に作付別小作形態別の小作料を示した。

表10 作付別小作形態料の比較, 調査村, 1989年

	名目地代 (Rp. 1,000/ha)			割引率(%/月) <sup>1)</sup> セワVSコント	割引後マロ地代 (セワ基準)
	セワ	コントラック	マロ		
畑:					
畑作物	100 (6,0.29) <sup>2)</sup>	158 (4,0.38)	—	10.70	—
野菜	160 (11,1.10)	188 (12,0.35)	—	3.65	—
天水田:					
米—大豆	228 (21,0.18)	334 (11,0.23)	546 <sup>3)</sup>	8.85	315 <sup>4)</sup>
米—野菜	283 (5,0.31)	402 (10,0.08)	—	8.11	—

(出所) 表1に同じ。

(注) 1) 水稲生産期間は土地耕起から収穫まで4.5カ月とする。  
割引率  $i$  はセワ=コントラック /  $(1+i)^{4.5}$  で推計。

2) (サンプル数, 変動係数)

3) マロの小作料は次式で表される。

$$R_M = \{ \alpha (1 - \theta_R) Y_R - \beta V_R \} + \{ \alpha (1 - \theta_S) Y_S - \beta V_S \}$$

ただし,  $R_M$ : 小作料

$Y_R$ : 水稲粗生産額

$Y_S$ : 大豆粗生産額

$V_R$ : 水稲物財費

$V_S$ : 大豆物財費

$\alpha$ : 小作料率 (収穫労働者取り分控除後の地主取り分)

$\beta$ : 地主の物財費負担率

$\theta_R$ : 収穫労働者取り分比率 (水稲)

$\theta_S$ : 収穫労働者取り分比率 (大豆)

小作条件と村の収穫労働慣行 (チェプロカン) により,  $\alpha = \beta = 1/2$ ,  $\theta_R = 1/6$ ,  $\theta_S = 4/100$ , 表7から,  $Y_R = 1,025$ ,  $Y_S = 452$ ,  $V_R = 124$ ,  $V_S = 71$ を代入して,  $R_M = 546$

4) セワの支払い時 (作付け前) を基準に割引いたマロ小作料は次式で表される。

$$R_M^* = \{ \alpha (1 - \theta_R) Y_R / (1+i)^p - \beta V_R \} + \{ \alpha (1 - \theta_S) Y_S / (1+i)^{p+q} - \beta V_S (1+i)^q \}$$

ただし,  $R_M$ から  $\theta_S$ は上に同じ,

$i$ : 割引率 (8.85%/月)

$p$ : 水稲生産期間 (4.5カ月)

$q$ : 大豆生産期間 (3.5カ月) を代入して,

$$R_M^* = 315$$

名目値で見ると, セワ < コントラック < マロ, という関係が共通してみられる。しかし, 第2節1.で述べたようにマロおよびコントラックには, 地主から小作への信用供与がともなっているため, 実質的な小作料を比較するため

には、その利率を考慮する必要がある。またマロの場合には、地主が、監視コストおよびリスクの一部を負担するので、その点も考慮する必要がある。ここでは、コントラックとセワの実質小作料は均衡する、すなわち両者の小作料の相違はもっぱら金利によって説明されると仮定して、その割引率を推計する。そして、その利率を用いてマロの実質小作料を算出する。

まず、コントラック—セワ間の割引率である。前述のようにセワの小作料は作付け前に現金で支払われ、コントラックのそれは小作地に作付けた作物にかかわらず定量の籾を雨期作の米の収穫時に支払うというものである（前掲表5）。水稻の生産期間は土地耕起から収穫まで4.5カ月なので、月利を  $i$  とすると両者の関係は次式で示される。

$$\text{セワ} = \text{コントラック} / (1 + i)^{4.5}$$

これによって算出された利率（月利）は、畑の畑作物10.70%、野菜3.65%、天水田の米—大豆8.85%、米—野菜8.11%である（表10）。畑の野菜を除くと地目<sup>(12)</sup>や作付にかかわらず8~11%程度の近似した値を示している。

このようにして得られた利率を用い、米—大豆作のマロ小作料についてセワの支払い時（作付け前）を基準に割り引くことによりその実質額を算出する。マロでは物財費の半分を地主が負担し、支払いは、米、大豆とも収穫時に現物でなされる（前掲表5）。したがって地主が小作に対し肥料・農薬等の投入財もしくはそれらの購入費をいつの時点でどのように与えたかによって実質小作料は異なってくる。ここでは、投入財は各作期の初めに一括して購入されたものとする。

表10に示されるように、割引後のマロ地代はヘクタール当たりで315ルピアとなり、セワの228ルピアより38%高い。この差は、マロ契約を履行させるための取引費用（具体的には監視費用）とリスク・プレミアムおよび（もしくは）それら以外の要因によって説明されうるが、ここでの分析ではそれらを分離して考察するまでにはいたらない。



### 3. 分益制選択の論理

なお、調査村では、農家が無担保で借りられる簡易金融には次の3形態がある。村長の妻が会長を司る半公的な組織である婦人会（PKK: Pendidikan Kesejahteraan Keluarga）は、会員である村の婦人に対し行商などの経済活動を支援することを目的に信用供与を行っているが、1万ルピアを2カ月半（10週間）借りた場合実質利率は月利で13.2%となる。また、農協（KUD: Koperasi Unit Desa）は、1万ルピア40日間で24.4%。そして、村で最も頻繁に利用されていると思われる信用組合（KOSIPA: Koperasi Simpan Pinjan）では、1万ルピア3カ月で21.4%となる（Hayami et al. [1993], pp.139-142）。すなわち担保力のない小作農が直面している利率は、少なくとも月利10%を超える水準にあるといえる。

一方、土地を担保に銀行（Bank Rakyat Indonesia, インドネシア庶民銀行）から6万5000ルピアを2カ月間借りた場合実質利率は月利3.79%である（Hayami et al. [1993], pp.176-179）。

したがって、コントラックにともなう地主から小作への信用供与の利率（8～11%）は、制度金融より高く無担保簡易金融と同じかやや低い水準にあるといえる。換言すれば、担保となる土地あるいはそれを証明する土地証書<sup>(13)</sup>をもたず資金制約のある小作農にとっては高利とはいえないが、担保があり制度金融にアクセスできる者にとっては不利な金融といえる。前述したように、資金制約がコントラックやマロを選択する要因とすると、資金制約の強い農家がコントラックやマロを選択し、そうでない農家はセワを選択すると考えられる。ここで小作農の諸特性をみることにより、小作形態によって農家の資金状況に格差の有無があるかを確認しよう。ただし農家によっては、複数の小作地を経営し圃場によって異なった契約を採用しているものもある。小作地における作付別、小作形態別に農家数を整理したのが表11である。調査村には合計102戸の小作農があり、うち52戸は伝統的作付のみを、

表11 作付体系別小作農家数，調査村，1989年

小作地における作付体系	マロ	コントラック	セワ	マ+セ	セ+コ	マ+セ+コ	合計
伝統的作付体系 <sup>1)</sup>	18	10	22	2	0	0	52
新作付体系 <sup>2)</sup>	0	16	29 <sup>3)</sup>	0	0	0	45
1), 2)の両者	0	2	0	0	2	1	5
合 計	18	28	51	2	2	1	102

(出所) 表1に同じ。

- (注) 1) 天水田で米一畑作物のみ行う農家。  
 2) 天水田で米一野菜を，畑で畑作物もしくは野菜作を行う農家。  
 3) うち16戸は灌漑田3作目(野菜作)の期間借地のみ。

45戸は小作地で野菜作を含む作付のみ，5戸は両者を行っている。複数の小作形態を選択しているのは5戸のみで，2戸が伝統的作付でマロとセワを，両方の作付を行う農家では2戸がセワとコントラック，1戸が3種類すべての契約を採用している(表11)。

マロという選択肢が存在するのは天水田における米一畑作物のみなので少なくともひとつの小作地で伝統的作付を行う農家すなわち表11での1行目と3行目の農家についてその諸特性を整理したのが表12である。同表によるとコントラックやマロを選択している農家は，セワを選択している農家に比べ1人当たり所得が有意に低く，資金制約が強いことが明らかである。すなわち，信用市場の未発達が，地主から小作への信用供与をとまなう小作制度の存在根拠になっているといえよう。

さて前述のように，マロにあっては地主のリスク負担と小作をモニタリングする必要がある。したがって他の条件が同じとすれば，地主はリスクや，モニタリング・コストが低い相手とマロ契約を結ぶことを好むであろう。表12によってコントラックとマロ小作農を比較すると，後者は世帯主の年齢が高く，地主との血縁関係がある場合が多いことが明らかである。耕作者の年齢が高いことは，若年者と比べ経験が豊富で生産もより安定しているといえよう。また，モニタリング・コストも地主一小作間で地縁・血縁的結びつきが強いほど低いといえよう。人間関係が緊密なほど，小作にとって機会主義的行動をとることは，コミュニティーのなかで評判を落とすことになり，長

表12 小作農<sup>1)</sup>の農家経済諸指標, 1989年, 調査村

	セ ワ	コントラック+マロ			合 計
		小 計	コントラック	マ ロ	
農家数	27 <sup>2)</sup>	30	12	18	57
家族員数	4.1	4.8	4.1	5.3	4.7
世帯主年齢	44.0	40.8	33.9	45.4	42.3
				┌───┐ **	
経営面積 (ha)	0.52	0.44	0.41	0.45	0.48
所有面積 (ha)	0.23	0.12	0.11	0.13	0.17
1人当たり年間所得 (Rp. 1,000)	263	168	163	172	213
		┌───┐ *			
地主との血縁関係 <sup>3)</sup>	0.43	0.56	0.35	0.75	0.50
				┌───┐ **	

(出所) 表1に同じ。

- (注) 1) 少なくとも1カ所の小作地の天水田で、米一畑作物の作付を行う農家。  
 2) うちセワ+マロ：2戸、セワ+コントラック：2戸、セワ+コントラック+マロ：1戸含む(表11参照)。  
 3) 小作契約件数のうち血縁関係のある割合。  
 \* p < . 1 (t-test)  
 \*\* p < . 05 (t-test)

表13 小作形態と地主・小作の居住地の関連, 調査村, 1989年

(%)

	同 集 落	同 村 他 集 落	他 村	
			血 縁 有	血 縁 無
マ ロ	58.3	4.2	25.0	12.5
セ ワ	23.9	28.4	2.2	45.5
コントラック	47.4	39.5	5.3	7.9
合 計	35.3	27.3	6.7	30.7

(出所) 表1に同じ。

期的には大きなマイナスとなると考えられるからである。マロ小作において地主—小作間で地縁・血縁的結びつきが強いことは、小作形態と地主・小作の居住地の関連をみた表13によっても確認される。すなわち、マロでは約6割(小作全体の平均は35%)が地主と小作が同じ集落内に居住し、両者が他の

村に住む場合でもその大半が血縁関係を有している（表13）。なお、地主にとってモニタリング・コストが無視できないことは、複数の小作どセワとマロの契約をしている地主が、自宅から距離が近く小作の働きぶりが容易に観察できる圃場でマロを、自宅からの距離が遠い圃場でセワを行っていると考えていることからもうかがわれる。

### おわりに

さて、調査村においては野菜作導入という農業の商業化の進展にともなって、分益制から現金定額制へと小作制度が変化しつつあるが、伝統的な作付体系においては、分益制、現物定額制、現金定額制の3種の小作制度が並存している。そして地主の信用供与をともなう分益制および現物定額制のそれぞれの小作料水準は、現金定額制のそれと比べ、資金制約のある者にとってはより高いとはいえないが、資金制約のない者にとっては高いことがわかった。そして、野菜のような商品作物を導入したり、兼業によって現金収入が増えることによって資金制約が解消されると、現金定額制がより多く選択されるようになることが検証された。

また、信用供与をともなう点では共通であるマロとコントラックを比較すると、前者の実質小作料がより高く、それは地主のリスク負担と監視費用で説明しうることが明らかにされた。

### 〔注〕

- (1) 本稿は、ESCAP CGPRT センター（インドネシア、ボゴール市）の調査研究プロジェクト“Rural Employment and Income Generation from Production, Marketing and Processing of CGPRT Crops”（1989-91年）の成果の一部である。ただし、ここで述べられた見解は筆者個人のもので、同センターを代表するものではない。

- (2) ジャワを対象として商業化と小作制度の関連を分析した先行研究に、東部ジャワ、マラン近郊の事例であるが、兼業機会に恵まれ農村の商品経済化がより進展している村で定額制が支配的、商品化が進んでいない村では分益性が支配的との報告がある (Wijaya & Sturgess [1979])。また、ダッタらは、地主-小作人モデルに取引費用を明示的に組み込み、労働集約度が高いほど、生産の不確実性が高いほど、企業家精神の範囲が大きくなるほど小作人のサボタージュの重要性、機会は増大し監視コストも高くなり、分益制より定額制が採用される、との仮説を導出し、インドのデータを用いて検証している (Datta, O'Hara & Nugent [1986])。
- (3) 調査村の農業構造・就業構造についてより詳しくは、Kawagoe et al. [1990]を参照。
- (4) エステート作物であるサトウキビの作付け割当は、農業省エステート総局を通じて村単位になされる。調査村では1960年代初頭以来、10数ヘクタールが割り当てられている。サトウキビは収益性が低く村民はその栽培を嫌うためすべてが職田に作付けられ、その土地は村外の者に貸し付けられており、村民は栽培には関与していない。
- (5) 加用[1972]。なお、調査村では1戸当たり平均、山羊1.9頭、鶏5.0羽、アヒル0.8羽が飼養されているが、野菜作で山羊の厩肥を利用する以外は、家畜と耕種の結合はみられない。人口圧力の増大にともなって採草放牧地が耕地化し役畜である水牛が容易に駆逐されたのも、それが堆厩肥の耕地への還元を通じた耕地の地力維持システムに位置づけられていなかったためであろう。
- (6) 野菜の流通と信用供与をともなう契約栽培に関してより詳しくは、Hayami et al. [1991]を参照。
- (7) 調査村では天水田の米の収穫作業においてチェブロカン (ceblokan) と呼ばれる雇用慣行がある。この慣行は西部ジャワから中部ジャワにかけてみられ、収穫以外の作業を無償で行った者が収穫作業に参加することができ、報酬として収穫物の一定率を受け取るという制度である。調査村においては、収穫に参加するためには無償の田植労働 (食事付き) が要求され労働者の取り分は6分の1である。チェブロカンその他ジャワにおける水稻の収穫労働慣行とその変化については、Hayami & Kikuchi [1981], pp.155-170, 調査村の労働慣行についてより詳しくは、Kawagoe et al. [1990], pp.28-32, および藤田[1990], pp.23-33, 参照。
- (8) 両集落平均して475kgが自家消費されているが、調査農家81戸の平均世帯員数は4.1人で、この量は精米で (乾燥籾から精米への換算率0.65) 1人当たり75.3kgとなり、1986年のインドネシア平均の148.7kgの約半分である (Kawagoe et al. [1990], p.18)。
- (9) 水野は、1960年代後半稲作技術革新導入以降の西部ジャワにおける農村経済の商業化が、自然・社会経済的条件の違いに応じて、水稻単作的北部平野部と田畑

複合地帯の内陸盆地・高地部では、次のように異なるパターンで展開していることを指摘している。すなわち、灌漑率、高収量品種普及率、単収、土地なし世帯比率が高く、経営面積が大きい前者では、米の商品化を高める方向で商業化が進み、いずれの指標も前者と比較して小さい後者では、米は逆に商品化率を低め、果樹、野菜、養魚など米以外の部門での商品化、また農村内非農業就業を高める方向で商業化が進行している（水野[1988], pp.115-161）。調査村があるマジャレンカ県は、北部平野部と内陸高地部の中間に位置するが、調査村は米の高収量品種の普及率がほぼ100%で高単収であることを除いて、内陸高地部と同様の条件下にある。

- (10) 伝統的作付体系での物財費（肥料，農薬，種苗）は、ヘクタール当たり畑で13万9000ルピア，天水田で18万1000ルピア。新作付体系では、それぞれ、46万2000ルピア，42万ルピアである（Hayami et al. [1991], p.49）。
- (11) 農業階梯論と小作形態を関連づけて論じたものに、経験が浅く資金力もない若者にとって、分益制は経験豊かな地主から信用や技術的アドバイスを受けるのに適した制度であり、経営者育成機能をもつとの議論があるが（Reid [1976] / Rosenzweig & Wolpin [1985]），調査村では、若年の小作がより多くマロを採用しているとはいえ、この議論は当てはまらない。
- (12) 畑の野菜のセワ地代はヘクタール当たり8万から70万までと9倍近い差があり、変動係数も1.10と他と比較して極端に大きい値を示しているので、ここでは考慮外とする。同じ野菜作でも天水田の2作目や畑のコントラックではそのような差はない。畑の野菜のセワで個別の地代格差が極端に大きいことは別途考察しなければならない課題であろう。
- (13) 水野によれば、現在のインドネシアで、測量と登記が完了し土地に対する諸権利の帰属・内容が明確化されているのは全体の1割に満たず、農村部では、土地権確認のための書類は、現行土地法の基本原則を定める1960年農地基本法（Undang-undang Pokok agraria）に基づく登記を立証する土地証書（sertifikat tanah）の他、土地売買公正証書（aktajual beli tanah），地方開発寄与税（Ipeda）課税台帳証書や土地代金領収書等多数あり、それらの効力および土地価格は一様ではない。インドネシア庶民銀行（Bank Rakyat Indonesia）から低利融資を受けるためには、多くの場合最も効力の強い土地証書が必要となるが、水野は、西ジャワ農村での実態調査により、その所有は少数で上層に偏っていることを明らかにしている（水野[1991]）。下記の表も参照。

農地所有規模と土地証書所有の関係  
(バンドゥン県チカンチュン郡, 1986年)

農地所有規模 (ha)	世帯数 (a)	土地証書(屋敷地) 所有世帯 (b)	b/a (%)
0	44	2	4.5
0.1-0.5	22	6	27.3
0.5-	5	4	80.0
合計	71	12	16.9
平均所有面積 うち土地証書 所有世帯	0.19ha 0.50ha		

(出所) 水野 [1991], p.288, 第3表および p.290, 第4表から筆者作成。

- (14) 中部ジャワ, ジョクジャカルタ近郊の稲作村の事例においては, 親族間に分益制が多く, 非親族間に定額制が多いことが報告されている (加納 [1981a] / [1981b])。

### 〔参考文献〕

(日本語文献)

- 加納啓良 [1981a], 『サワハン「開発」体制下の中部ジャワ農村』 アジア経済研究所  
加納啓良 [1981b], 「ダゲン-イスラーム・カルヤワンの村の社会経済構造」 (『東京大学経済学論集』 第47巻第3号)  
加用信文 [1972], 『日本農法論』 御茶の水書房  
川越俊彦・大塚啓二郎 [1982], 「分益小作制度理論の再検討」 (『農業総合研究』 第36巻第3号)  
藤田幸一 [1990], 「ジャワ農村における労働慣行における一考察」 (『農業総合研究』 第44巻第3号)  
水野広祐 [1988], 「インドネシアにおける稲作農業の展開と商業化のパターン—西ジャワの北部平野部とプリアンガン高地を中心に—」 (梅原弘光編『東南アジア農業の商業化』 アジア経済研究所)  
水野広祐 [1991], 「西ジャワ農村における土地所有権の確認書類保有状況」 (梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』 アジア経済研究所)

## (外国語文献)

- Datta, S.K., D.J. O'Hara & H.B. Nugent [1986], "Choice of Agricultural Tenancy in the Presence of Transaction Cost," *Land Economics*. Vol.12, No.2.
- Hayami, Y. et al. [1993], *The Agrarian Origins of Commerce and Industry*. New York : St. Martins Press.
- Hayami, Yujiro & Keijiro Otuka [1993], *The Economic of Contract Choice: An Agrarian Perspective*. Oxford: Clarendon Press.
- Hayami, Yujiro & Masao Kikuchi [1981], *Asian Village Economy at the Crossroads: An Economic Approach to Institutional Change*. Tokyo: University of Tokyo Press.
- Hayami, Yujiro, Toshihiko Kawagoe, Shigeki Yokoyama, Al Sri Bagyo & Amar Kadar Zakaria [1991], *Marketing Innovation for Vegetables: Condition of Diversification in Upland Farming*. CGPRT No.25, Bogor: ESCAP CGPRT Centre.
- Kawagoe, Toshihiko, Koichi Fujita, Shigeki Yokoyama, Wayan Sudana & Amar Kadar Zakaria [1990], *Role of Secondary Crops in Employment Generation: A Study in a Rain-fed Lowland Village in Java*. CGPRT No.23, Bogor: ESCAP CGPRT Centre.
- Morooka, Yoshinori & Yujiro Hayami [1989], "Contract Choice and Enforcement in an Agrarian Community: Agricultural Tenancy in Upland Java," *Journal of Development Studies*. Vol.26, No.1.
- Rao, C. H. Hanumantha [1971], "Uncertainty, Entrepreneurship, and Sharecropping in India," *Journal of Political Economy*. Vol.79, No.3.
- Reid, J. D., Jr. [1976], "Share Cropping and Agricultural Uncertainty," *Economic Development and Cultural Change*. Vol.24, No.3.
- Rosenzweig, M. R. & K. J. Wolpin [1985], "Specific Experience, Household Structure and Intergenerational Transfer: Farm Family Land and Labor Arrangement in Developing Countries," *Quarterly Journal of Economics*. Supplement 100.
- Wijaya. H. & N. H. Sturgess [1979], "Land Leasing in East Java," *Bulletin of Indonesian Economic Studies*. Vol.15.